

訪問サービス事業所 管理者 様
通所サービス事業所 管理者 様

北九州市保健福祉局地域福祉部
地域支援担当課長 丹田 智美
介護サービス担当課長 東郷 幸代

介護予防・生活支援サービス事業に関する単価等の改定について（通知）

令和3年度介護報酬改定に伴い、本市の介護予防・生活支援サービス事業について下記のとおり改定いたしました。

については、改定内容等にご留意くださいますようお願いいたします。

記

1 主な改定内容

(1) 単価改定に関するもの（裏面：別表1）

予防給付型訪問サービス及び生活支援型訪問サービス
予防給付型通所サービス及び生活支援型通所サービス

2 施行期日

令和3年4月1日

3 介護予防・生活支援サービス事業に関する要綱等の改定について
要綱等は、市ホームページに掲載していますのでご確認ください。

※介護予防・生活支援サービス事業（予防給付型・生活支援型）の要綱

<https://www.city.kitakyushu.lg.jp/ho-huku/16500250.html>

4 加算の届出について

申請の方法及び期日については、裏面のとおりです。

《お問い合わせ先》

【単価改定について】

地域福祉推進課 電話 093-582-2060

【届出（加算届）について】

介護保険課（居宅サービス係）

電話 093-582-2771

別表1（単価改定）
 予防給付型サービス

内 容	現 行	改定後	施行日
予防給付型訪問サービス（Ⅰ）	1,172 単位	1,176 単位	令和3年4月1日
予防給付型訪問サービス（Ⅱ）	2,342 単位	2,349 単位	
予防給付型訪問サービス（Ⅲ）	3,715 単位	3,727 単位	
内 容	現 行	改定後	施行日
予防給付型通所サービス（Ⅰ）	1,655 単位	1,672 単位	令和3年4月1日
予防給付型通所サービス（Ⅱ）	3,393 単位	3,428 単位	
（新設）栄養アセスメント加算	—	50 単位	
（変更）栄養改善加算	150 単位	200 単位	
（新設）口腔機能向上加算（Ⅱ）	—	160 単位	
（新設）サービス提供体制強化加算（Ⅰ） 事業対象者・要支援1	—	88 単位	
	要支援2	—	
（新設）生活機能向上連携加算（Ⅰ）	—	100 単位	
（新設）口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）	—	20 単位	
（新設）科学的介護推進体制加算	—	40 単位	

生活支援型サービス

内 容	現 行	改定後	施行日
生活支援型訪問サービス（Ⅰ）	918 単位	921 単位	令和3年4月1日
生活支援型訪問サービス（Ⅱ）	1,835 単位	1,840 単位	
生活支援型訪問サービス（Ⅲ）	2,753 単位	2,762 単位	
内 容	現 行	改定後	施行日
生活支援型通所サービス（Ⅰ）	1,302 単位	1,315 単位	令和3年4月1日
生活支援型通所サービス（Ⅱ）	2,604 単位	2,631 単位	

※令和3年4月1日から令和3年9月30日までの間は、予防給付型・生活支援型のそれぞれのサービス費について、それぞれの所定単位数（基本単位のみ）の千分の千一に相当する単位数を算定する。

***令和3年度介護報酬改定に係る届出（加算届）について**

- 加算届新様式ホームページ掲載予定日 令和3年4月1日（木）
 ※国からの通知が遅延した場合、4月2日以降の掲載となる場合がございます。
- 令和3年4月の加算届の特例的な取扱い
 令和3年4月15日（木）までに（*必着）加算届を提出いただいた場合、特例的な取扱いとして令和3年4月1日に遡って算定します。
- 留意事項
 - 令和3年4月から算定する加算については、新様式にてご提出ください。
 - 令和3年4月以前の加算について、介護報酬改定により要件の見直しが行われているものもあるため、新要件に則した届け出（加算取下げの届け出も同様）を行ってください。
 - 令和3年度の介護報酬改定に伴う新設又は改正される加算のみならず、従来どおりの加算についても、特例的な取扱いを適用します。